

排水施設等電気設備保安管理業務委託仕様書

1 一般事項

- (1) 受注者は契約書及び仕様書に基づき本市の指示に従い、終始誠実良心的に業務に当たること。
- (2) 受注者は随時関係書類を提出すること。
- (3) 受注者は仕様書等に記載された事項の解釈について、疑義を生じたときは本市と協議しなければならない。
- (4) 受注者は、委託業務の処理を第三者に委託し、又は請負わせてはならない。ただし、再委託ガイドラインを遵守し、書面により発注者の承諾を得た場合はこの限りではない。

2 摘要事項

本委託における、一切の作業は関連法規に準じること。

排水施設等電気設備保安管理業務委託特記仕様書

1 適用範囲

この仕様書は、発注者が設置する電気事業法第 38 条第 4 項に規定する自家用電気工作物について、同法第 43 条に基づく同法施行規則第 52 条第 2 項（平成 15 年 7 月 1 日改正「経済産業省令第 80 号」）の規定により「保安管理業務」を委託するにあたり、受注者が実施すべき必要事項を定める。

2 委託名称

排水施設等電気設備保安管理業務委託

3 委託場所

- (1) 友呂岐排水機場 寝屋川市南水苑町 33－1
- (2) 萱島調節池 寝屋川市萱島南町 12－4
- (3) 仁和寺調節池 寝屋川市仁和寺本町 3 丁目 1 番
- (4) 木屋揚水機場 枚方市出口 6 丁目 7－1

4 委託期間

令和 8 年 10 月 1 日から令和 11 年 9 月 30 日まで

5 対象設備の規模

(1) 友呂岐排水機場

- ・受電総容量 250 kVA
- ・予備発電装置 15 kVA
- ・受電電圧 6,600 V

(2) 萱島調節池

- ・受電総容量 200 kVA
- ・予備発電装置 — kVA
- ・受電電圧 6,600 V

(3) 仁和寺調節池

- ・受電総容量 150 kVA
- ・予備発電装置 — kVA
- ・受電電圧 6,600 V

(4) 木屋揚水機場

- ・受電総容量 1050 kVA
- ・予備発電装置 50 kVA
- ・受電電圧 6,600 V

6 受注者の資格及び職務誠実義務

受注者は、電気事業法施行規則第 52 条の 2 に定める要件に適合すると共に、保安全管理業務を誠実に行わなければならない。

7 保安全管理業務内容

発注者の保安規程に基づき実施する受注者の保安全管理業務は、次の各号に掲げるとおりとし、その結果について発注者に報告すると共に、経済産業省令で定める電気設備技術基準の規定に適合しない事項がある場合は、必要な指導又は助言を行うこと。

(1) 電気工作物の設置又は変更の工事についての設計の審査、工事中の点検及び試験の実施。

(2) 電気工作物の維持及び運用を適正に行うための定期的点検、測定及び試験の実施。

点検の種類・内容及び回数は、別紙 1（点検・測定及び試験基準）のとおりとす。なお、年次点検は、停電により設備を停止状態にして 1 年に 1 回以上実施する。ただし、信頼性が高く、かつ、同等と認められる点検が 1 年に 1 回以上実施され、その結果が良好である機器については、停電により設備を停止状態にして実施する点検を 3 年に 1 回以上とすることができる。また、低圧電路の絶縁状態を常時監視するためにパケット通信を使用した絶縁監視装置を設置する場合(大幅な設備変更を必要とする場合除く。)は、月次点検を隔月点検とすることができる。設置に関する費用は全額受注者負担とし、警報発生時は 24 時間体制で対応し必要な措置を行う。

(3) 電気工作物事故発生時の応急措置の指導及び事故原因探求への協力並びに再発防止のため、とるべき措置の指導、助言及び必要に応じた臨時点検の実施。

なお、事故発生時の緊急出動は休日、夜間に拘わらず行うものとし、これに伴う費用は受注者の負担とする。

(4) 職員(従業員)に対する電気保安に関する安全教育を年 1 回以上行うこと。

(5) 法令に定める官庁検査に立会うこと。

8 保安管理業務の報告

(1) 点検結果の報告は、点検実施月の翌月初めに書面にて提出すること。

なお、電気設備技術基準不適合箇所及び電気設備劣化状況等を報告する場合はその部分を示す写真を添付すること。

(2) 絶縁監視装置が定期点検の間に発信した警報、テスト発信の受信記録等監視情報結果は、異常の有無に係わらず次回の定期点検時に報告書として発注者に提出すること。

9 機械器具・安全作業用具

受注者が実施する定期点検等に使用する機械器具・安全作業用具は、次に該当するものであること。

(1) 定期点検等は、次の①から⑪の機械器具及び①から⑤の安全作業用具を使用しなければならない。

ア 機械器具

- ①絶縁抵抗計 ②接地抵抗計 ③電流計 ④電圧計 ⑤低圧検電器
- ⑥高圧検電器 ⑦騒音計 ⑧振動計 ⑨回転計 ⑩継電器試験装置
- ⑪絶縁耐力試験装置

イ 安全作業用具

- ①電気用安全帽 ②電気用ゴム手袋 ③電気用長靴 ④安全带
- ⑤短絡接地器具

(2) 測定器具は年1回以上の校正試験を実施したものを使用すること。また、校正試験記録を作成保管し、発注者の要請があれば校正試験記録を提出すること。

(3) 安全作業用具は労働安全衛生関係法令に定める定期自主検査（6ヶ月に1回以上の耐圧試験）を実施したものを使用すること。また、定期自主検査の記録を作成保管し、発注者の要請があればその記録を提出すること。

10 立入りできない場所について

発注者の機密情報、衛生管理、環境保全、業務上の都合やその他の理由で受注者がその場所に立入りできない場合、外観点検について発注者が受注者より点検方法の指導を受けて実施し、その結果を受注者に通知するものとする。そ

の点検結果について受注者が点検を行う必要があると認めたときは、発注者は受注者の立入りについて措置するものとする。

11 損害賠償

受注者は、保安管理業務を履行するにあたり、受注者の故意又は過失により、発注者又は第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償する義務を負うものとする。ただし、受注者の責に帰することのできない事由によるときはこの限りでない。

12 大規模災害時の体制

受注者は、大規模災害時等複数施設の電気工作物に事故が発生した場合においても、保安管理業務を履行するために、適切な措置をとることができるよう体制をあらかじめ整備しておくこと。

13 電気故障（事故）に関する対応

- (1) 原則として受注者は、発注者からの事故発生連絡を受信してから 60 分以内に事故発生場所に到達すること。
- (2) 受注者は、故障復旧用に軽微な応急復旧材料を常備し、停電事故が発生した場合は仮復旧にあたること。

14 資料の提出

受注者は、この仕様書に記載されている各項目を遵守するために、事前に次に掲げる各資料を提出するものとする。

(1) 個人事業者

- ア 資格証明書（電気主任技術者免状の写し）及び実務経歴証明書
- イ 受託している事業場の需要設備、発電所容量並びに換算係数を乗じて得た値の一覧
- ウ 機械器具及び安全作業用具を有している一覧
- エ 主たる連絡場所から当該事業場までの距離、到達時間及び交通機関
- オ 緊急時の連絡方法及び連絡先
- カ 損害賠償保険に加入している証明

(2) 法人

- ア 電気事業法施行規則第 52 条の 2 第 2 号ニに規定される法人のマネジメントシステム

イ 保安管理業務を担当する事業所の保安管理業務に従事する者（以下「保安業務担当者」という。）の保安業務担当者別の受託軒数並びに換算係数を乗じて得た値の合計値の一覧

ウ 機械器具及び安全作業用具を有している一覧

エ 主たる連絡場所から当該事業場までの距離、到達時間及び交通機関

オ 緊急時の連絡方法及び連絡先

カ 損害賠償保険及び受電設備保証保険に加入している証明

15 業務の引継ぎ

- (1) 受注者が前受注者と異なる場合、受注者は本業務に先行して前受注者から引継ぎを受け、円滑に業務を引継ぐため必要な人員を配置しなければならない。なお前受注者からの業務引継ぎに要する費用は、受注者の負担とする。
- (2) 受注者は業務期間完了後、次の受注者と異なる場合は、次の受注者に対し本委託業務が支障なく継続されるよう引継ぎを行わなければならない。なお業務引継ぎに要する経費は受注者の負担とする。

16 契約の解除

発注者は、この契約の締結日の属する年度の翌年度以降において、発注者の歳入歳出予算のこの契約に係る金額について減額又は削減があったときは、この契約を解除することができるものとする。

以 上

自家用電気工作物保守管理、点検・測定及び試験報告については、下記の表を基本に行なうものとする。

点検・測定及び試験基準

	電気工作物	点検及び試験方法	月次点検月1回	年次点検年1回
引込設備	責任分界点となる柱上開閉器、高圧引込み線等架空電線、支持物、ケーブル	外観点検	○	○
		絶縁抵抗測定		○
		動作試験		○
		特性試験		○
		連動試験		○
受電設備	断路器	外観点検	○	○
		絶縁抵抗測定		○
	遮断器、負荷開閉器	外観点検	○	○
		絶縁抵抗測定		○
		動作試験		○
		特性試験		○
		連動試験		○
	電力用ヒューズ	外観点検	○	○
		絶縁抵抗測定		○
	計器用変成器、零相変流器	外観点検	○	○
		絶縁抵抗測定		○
	変圧器	外観点検	○	○
		絶縁抵抗測定		○
		内部点検		○
	コンデンサ、リアクトル	外観点検	○	○
		絶縁抵抗測定		○
	避雷器	外観点検	○	○
		絶縁抵抗測定		○
	母線等	外観点検	○	○
		絶縁抵抗測定		○
	その他の高圧機器	外観点検	○	○
		絶縁抵抗測定		○

	電気工作物	点検及び試験方法	月次点検月1回	年次点検年1回
受・配電盤	配電盤、制御回路	外観点検	○	○
		絶縁抵抗測定		○
		動作特性試験		○
接地工事	接地線、保護管等	外観点検	○	○
		接地抵抗測定		○
		漏えい電流測定		○
構造物	受電室建物、キュービクル式受変電設備の金属製外箱等	外観点検	○	○
配電設備	電線路	外観点検	○	○
		絶縁抵抗測定		○
負荷設備	低圧機器	外観点検	○	○
		絶縁抵抗測定		○
	低圧配線、制御配線	外観点検	○	○
		絶縁抵抗測定		○
	開閉器	外観点検	○	○
		絶縁抵抗測定		○
	遮断器	外観点検	○	○
		絶縁抵抗測定		○
蓄電池設備	蓄電池	外観点検	○	○
		電圧測定		○
	充電装置及び付属装置	外観点検	○	○
		絶縁抵抗測定		○
	構造物等	外観点検		○

	電気工作物	点検及び試験方法	月次点検月1回	年次点検年1回
非常用自家発電装置	原動機、始動装置及び 付属装置	外観点検	○	○
		始動・停止試験		○
		保護継電器動作試験		○
	発電機及び励磁装置	外観点検	○	○
		絶縁抵抗測定		○
	遮断器、開閉器、配電 盤、制御装置等	外観点検		○
		絶縁抵抗測定		○
		発電電圧、周波数(回 転数)の測定		○
		保護継電器動作試験		○
		インターロック試験		○